

(第一類 第一號)

第三十八回国会衆議院

內閣委員會

錄第十四號

昭和三十六年三月十七日(金曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員
委員長 久野 忠治君

理事伊能繁次郎君 理事小笠 公韶君

理事草野一郎平君 理事宮澤
理事飛鳥田一雄君 理事石橋
理事石山 蘭作君

内海	安吉君	大森	玉木君
島村	一郎君	辻寛	一君
福田	一君	藤原	節夫君
保科善四郎君		牧野	寛繁君
杉山元治郎君		田口	誠治君
山内	広君		新吉君
受田			

出席政府委員 連 輸 大 臣 木暮武太夫君
國 務 大 臣 小澤佐重喜君

村行藏君

口
西君

章男君

道 伸夫君

友 弘康君

井 貞夫君 坦君

養寺重夫君

第一類第一號 內閣委員會議錄第十四號

昭和三十六年三月十七日

○山内委員 私はきのういろいろ質疑応答いたしました残りの部分をお尋ねするわけですが、実はきのう、自動車審議会の存続を一ヵ年間延長されました。そういう問題に関連いたしまして、いろいろ私見も加えながら運輸大臣の御意見も承ったわけであります。運輸大臣も、自動車行政の今の状態から、三十六年度内に結論を得たいといふ誠意のある御答弁でありますので、その今後の努力と熱意に期待をかけ、あの問題はあればしばらく辯論を得たいと思います。ただあ

○久野委員長　これより会議を開きます。

案(内閣提出第一〇二号)
海上保安庁法の一部を改正する法律
案(内閣提出第八七号)

文部省事務官 春山順之輔
大學學術局大 学課長
海上保安官 松野 清秀君
警備救難監 与遠藤 鐵二君
日本國有鐵道參
(營業局長) 三郎君

早く解決をしていただきたいと思われであります。そこでその問題から出発いたしまして、自動車行政についてはいろいろ困難なたくさん問題があるりまして、すべてを総合的に判断しなければいかぬわけであります。その問題が残されてきよううに引き継がれたわけでありますので、この問題を通じてまたまた見せつけられておるわけであります。一日も早くするという手詰まりが発展の道筋を、自動車を通じてまさかと見せつけられておるわけであります。

のときに申し上げました通り、私は覺かれてはいる現状に非常に焦慮を感じておる。あせつておる、そういう立場からあえて失礼なことまで言葉に出た方がけでありますけれども、これはなどなわけを感じとられておることだと思います。きのう申し上げました通り、文明の利器である自動車といふものが死んでしまう凶器に変わつておるのじやないか。毎日四人も東京都だけで死んでおる。そういう現状からして、刃物追放ということは、あれは性質が違いますから社会的な問題になりますけれども、人命のとうとさという点からいつたら、その数百倍も犠牲を出しておるこの問題が、ます国民の世論となつて現われてきたのは当然であります。それがマンネリズムになつておることは非常に残念である。しかし私ども政治を担当する者としては、これは見のがすことのできない大きな問題であります。まさに私どもの言う量は實を述べらるべく上書きして見直す

の意見の調整には、いろいろ形で行政
管理庁長官の行司役と申しますが、兩
者の見解を聞いて公正な御判断をいた
だくという討論の場を作ることも、問
題の解決の一つかと思います。しかる
よく読んでみますと、私はそういうう
持できよう長官において願つたわけ
でありますけれども、どうも問題の解
決にならない、そういう判断を実はゆ
うべいたしました。というのは、この
書かれておる意見書といふものを一貫
している考え方は、よく言えば自分の
職分を守る。たとえば自治者は自治者

れから若干お尋ねしてみたいと思つております。
いろいろ資料も提出していただきたいと
見せていただきましたが、私の知り得
た点では、自動車局、あるいは自治省、
行政局、あるいは警察厅、通産省、
それぞれ自動車の部面で自分の仕事の
立場からながめますと、陸運事務所の
機構の問題では意見があるわけです。
こういうことで意見があるまさに三者
三すくみの形で、くさいものにふたと
いうことで触れておられないのが現状
のように私は思う。しかしさつき申し
ました通り、非常に事態が窮迫してし
りますので、どうしてもこの問題は割
り切つていただきなければならぬわけ
であります。そこで私も自分なりの立
場から、自動車局の主張なり、行政局
長の御意見なり、またそれに対する自
動車局長の反駁、またそれに対する行
政局長の見解、こう数々重ねられま
ず御意見を書面を通して見ますと、

方法をとるより、まずはのうからきょろ申し上げたことによつて、大臣としての政治的な立場から、これは割り切らなければならぬ段階だといふ点にお気づきになつておると思ふのです。そこで事務当局としての意図の対立はさることながら、大臣の立場から意見の調整をして、どうしてこの現状の交通地獄を救済するか、そういうことで關係の各大臣は政治的な高い立場から一つ調整をはかり、結論を出していくいただきたい。このことが一番問題の解決を早くする道だということ

でもって地方自治体の拡大強化といふ立場からものを見る。通産省は産業発展という立場から見る。警察は取締まりという立場から見る。そういうことで個々それぞれおのれの立場から意見は言つておりますけれども、これを返して悪く言うと、お役所のトクシヨナリズムであり、なわ張り々々あります。そうしてこの書かれた文書というのを、もう一ぺん運輸大臣なり長官はお読みになつていただきたいと思いますけれども、相手方の意見に対するあは足取りに終始しておるといつてもいい。根本的に置かれている交通行政をどうして扱うかといふ基本的な立場に立つてものを判断しておらない。自分の役所のなわ張りを守ることに終始しておると申し上げておる言ではないと思う。でありますからここで数時間の長い時間をかけて、一々兩者の御見解に対する私の見解を述べながら意見の調整をはかるといふ

を、私実は気がついたわけでありま
す。

臣方のこの問題に対する熱意と申します最初に、お二人おいでになる大
事務当局の意見も聞く必要があれば、
またその方法でやつていいかと思
いますけれども、とにかく早期に解決し
ますければ私は事務的な答弁をきょう
うたい、そういうことでお考
えがある
とすれば私は事務的な答弁をきょう
うたい、そういうことでお考
えがある
は求めずに質問したい、こう思
うわけ
であります。そういう意味で大臣の御
見解をお聞きしたい。

○小澤國務大臣 この問題は二十四年に地方へ移譲しましてからこの方、最近とみに交通問題に関連しまして運輸省、各省の方面からいろいろ話はあつたのでござります。遂に結論を得るに至らないで持ち越したわけでございま
すが、至急にその解決をつけまして御
趣旨に沿うようにいたしたいと存じて
おります。

○木暮國務大臣 陸運事務所の問題につきましては、御指摘の点はきわめて御同感の点が多いのでござります。た
だいま行政管理庁長官からお話をござ
いましたように昭和二十四年に、当時
出先機関を整理するということで閣議
の了解事項によりまして、従来ありま
ございますけれども、しかしその仕事
は広い範囲にわたりますことを必要と
する自動車行政のことを扱つております
ので、人事の点におきましても、予
算の点におきましても、これは国から

非常に専門的の知識が必要であります
よう、政治的にこの問題の解決をはかり
たい、そういうことでお考
えがある
は、地方の知事さんは、言葉は悪いの
ですがあまり熱心でなく無関心であつ
て、今日におきましても、形は都道府
県のものであるけれども、実質は運輸
省の仕事を命令を受けてやつておると
いうような形になつておるのでござ
ます。こういうような名実相反してお
るような仕事をやつております結果と
いうものは、とかくそこで働いており
ます国家公務員たる陸運事務所の職員
の士気を非常に低下させるばかりでは
ございません。いろいろ手続等につい
て、一般の民衆に非常に御迷惑をかけ
るような煩瑣なことにも相なつておる
次第でございまして、各所から非難が
ございません。御承知の通り、これは私
の要望であります。ただ一言申し上げ
ておきたいのは、この中でお二人のほ
かに自治省の立場からの反対が強いよ
うであります。さきもちよと申し上
げましたが、これはよく言えば地方自
治体の権限を守る、こういう意味で出
ておるのでござります。御承知の通り、
これは運輸省の直轄の行政ではござ
いませんで、これは広い地域の行政で
ございまして、日本全体を通じた一貫
した行政でなくてはならぬという点か
ら考えまして、これは運輸省の直轄の
ものといたさなければ実効が上がら
ぬ。ことに昨日来御指摘の通りに自動
車の発達といふものは非常にふえて参
りまして、鉄道と並んでバスやトラッ
クが新しい交通機関として、日本の産
業経済の輸送動脈を形成しておる今日
におきましては、都道府県といふ狭い
ところの行政にまかしておっては、今
後いろいろの弊害が生ずる。私ども
は、歴代運輸大臣が常にこの点につき
ましては考慮をされまして、関係の官

府に對して一日も早くこれは運輸省の
事務員という立場から、私どもは手をか
けたことは問題の早期解決に役立たな
いという判断から、やはり大臣の、上
おきましてもこの方針に従つて強く進
みたいため、こう考えておる次第でござ
ります。

○山内委員 両大臣の御見解を承りました。早期に解決したい熱意のほどを

承りまして、私もそれで満足するわけ
であります。あとは関係各省の熱意と
努力を期待して、しばらく実現を待つ
ております。今運輸大臣が言われてお
ります。今運輸大臣が言われてお
ります。昭和二十七年から見るとたしか
てきております。今運輸大臣が言われ
ておるのと、これは私の手元にある統計
で、数字がこまかく見えませんけれ
ども、昭和二十七年から見るとたしか
ておきたいのは、この中でお二人のほ
かに自治省の立場からの反対が強いよ
うであります。さきもちよと申し上
げましたが、これはよく言えば地方自
治体の権限を守る、こういう意味で出
ておるのでござります。御承知の通り、
これは運輸省の直轄の行政ではござ
いませんで、これは広い地域の行政で
ございまして、日本全体を通じた一貫
した行政でなくてはならぬという点か
ら考えまして、これは運輸省の直轄の
ものといたさなければ実効が上がら
ぬ。ことに昨日来御指摘の通りに自動
車の発達といふものは非常にふえて参
りまして、鉄道と並んでバスやトラッ
クが新しい交通機関として、日本の産
業経済の輸送動脈を形成しておる今日
におきましては、都道府県といふ狭い
ところの行政にまかしておっては、今
後いろいろの弊害が生ずる。私ども
は、歴代運輸大臣が常にこの点につき
ましては考慮をされまして、関係の官

務員といふ立場から、私どもは手をか
けたことは問題の早期解決に役立たな
いというところはもちろん國費を使ってお
るものであります。また仕事の性質上、
どうしてもまた掘り下げて事務的な
事務当局の意見も聞く必要があつて、
またその方法でやつていいかと思
いますけれども、とにかく早期に解決し
ますければ私は事務的な答弁をきょう
うたい、そういうことでお考
えがある
は、地方の知事さんは、言葉は悪いの
ですがあまり熱心でなく無関心であつ
て、今日におきましても、形は都道府
県のものであるけれども、実質は運輸
省の仕事を命令を受けてやつておると
いうような形になつておるのでござ
ます。こういうような名実相反してお
るような仕事をやつております結果と
いうものは、とかくそこで働いており
ます国家公務員たる陸運事務所の職員
の士気を非常に低下させるばかりでは
ございません。いろいろ手續等につい
て、一般の民衆に非常に御迷惑をかけ
るような煩瑣なことにも相なつておる
次第でございまして、各所から非難が
ございません。御承知の通り、これは私
の要望であります。ただ一言申し上げ
ておきたいのは、この中でお二人のほ
かに自治省の立場からの反対が強いよ
うであります。さきもちよと申し上
げましたが、これはよく言えば地方自
治体の権限を守る、こういう意味で出
ておるのでござります。御承知の通り、
これは運輸省の直轄の行政ではござ
いませんで、これは広い地域の行政で
ございまして、日本全体を通じた一貫
した行政でなくてはならぬという点か
ら考えまして、これは運輸省の直轄の
ものといたさなければ実効が上がら
ぬ。ことに昨日来御指摘の通りに自動
車の発達といふものは非常にふえて参
りまして、鉄道と並んでバスやトラッ
クが新しい交通機関として、日本の産
業経済の輸送動脈を形成しておる今日
におきましては、都道府県といふ狭い
ところの行政にまかしておっては、今
後いろいろの弊害が生ずる。私ども
は、歴代運輸大臣が常にこの点につき
ましては考慮をされまして、関係の官

務員といふ立場から、私どもは手をか
けたことは問題の早期解決に役立たな
いというところはもちろん國費を使ってお
るものであります。また仕事の性質上、
どうしてもまた掘り下げて事務的な
事務当局の意見も聞く必要があつて、
またその方法でやつていいかと思
いますけれども、とにかく早期に解決し
ますければ私は事務的な答弁をきょう
うたい、そういうことでお考
えがある
は、地方の知事さんは、言葉は悪いの
ですがあまり熱心でなく無関心であつ
て、今日におきましても、形は都道府
県のものであるけれども、実質は運輸
省の仕事を命令を受けてやつておると
いうような形になつておるのでござ
ます。こういうような名実相反してお
るような仕事をやつております結果と
いうものは、とかくそこで働いており
ます国家公務員たる陸運事務所の職員
の士気を非常に低下させるばかりでは
ございません。いろいろ手續等につい
て、一般の民衆に非常に御迷惑をかけ
るような煩瑣なことにも相なつておる
次第でございまして、各所から非難が
ございません。御承知の通り、これは私
の要望であります。ただ一言申し上げ
ておきたいのは、この中でお二人のほ
かに自治省の立場からの反対が強いよ
うであります。さきもちよと申し上
げましたが、これはよく言えば地方自
治体の権限を守る、こういう意味で出
ておるのでござります。御承知の通り、
これは運輸省の直轄の行政ではござ
いませんで、これは広い地域の行政で
ございまして、日本全体を通じた一貫
した行政でなくてはならぬという点か
ら考えまして、これは運輸省の直轄の
ものといたさなければ実効が上がら
ぬ。ことに昨日来御指摘の通りに自動
車の発達といふものは非常にふえて参
りまして、鉄道と並んでバスやトラッ
クが新しい交通機関として、日本の産
業経済の輸送動脈を形成しておる今日
におきましては、都道府県といふ狭い
ところの行政にまかしておっては、今
後いろいろの弊害が生ずる。私ども
は、歴代運輸大臣が常にこの点につき
ましては考慮をされまして、関係の官

にその学校をやめた。こういう場合に、士官学校をどの程度まで出ておられた方は、普通の大学の試験を受ける資格の取得者であるといふよなら、一つのそういう基準がきめられたわけなんです、あの切りかえるときに……。その程度であつて、その他の各職場などに必要な専門的な学校の問題については、全然運輸省の方としても簡単にいってノータッチなんです。それは先ほど御説明のありましたように審議会があつて、そのときに文部省の方からも来てもらうということでございましたけれども、おそらくこの程度のことでは、これはどの程度の発言をされるのか。ははあ、ここではこういふようなことをやっておられるのだなどということを、聞いて帰られるくらいだろうと思うのです。そういうよくな点からいって、これは運輸省においてもまたその他の職場学校、航空自衛隊の方では別なまた学校がありますが、そういうようなものもやはり運輸省の指導とか監督といふような一つの制度を設けて、その中においてその学校が經營されて、そしてそこを出た人はどうへいつても、それだけの資格を取得したのだといふことをはつきりさせるような方法をとらなければならないのじやないかと思うのですが、そういう点については当面運輸省の方ではどういふようにお考えになつておりますか、先のことについて。これはむろん文部省にお伺いいたしたいことですが、いますけれども……。

いろと御意見を拝聴いたしまして、これを尊重して参つておる次第でござります。なおただいま御質問のございましたある程度の職業教育をした者に對して、何らかの普遍的な資格というものを与えるべきではないかといふうな御意見がございましたが、これにつきましては先ほど申し上げましたように、海技専門学院を卒業いたしますと、いずれもすでに持つておりまする海技免状より、より高い海技免状を受け得るだけの力と資格を与えておりまするとして、大多数の者はその国家試験に合格して参るといふのが通例でござります。なお從来ですとある学校を出ますれば、すぐに卒業したということによりまして、当然ある資格が与えられたような制度に戦前はなつておつたのでございますが、戦後そういうふうなものは、いわゆる学閥等を排除する意味におきまして、そういう資格を与えることはすべて国家試験によるといふことに相なりましたので、海技専門を出ました者につきまして、おのおの国家試験を行ないまして、これに合格した者がそれだけの資格を得るという制度になつておりますが、繰り返して申し上げますように、大多数の者は目ざす資格を得られるだけの結果に相なつております。

しにほかの方で、教習所という名前でも、どんな名前でも勉強するところを出されば、だれでも試験を受ける資格があるのだから、ということになると、何だかその辺で、ところがまことにおかしいように考ふられるのですが、一つこういう面の話をした方法を考える必要があると思ふのですが、その点どうなんですかね。文部省まだ来ませんか。

○辻政府委員 ただいまの御質問は非常に広範な範囲にわたりますので、私どもの立場からだけ申し上げるわけになりますが、はいかないかと思うのであります。が、ただ海員の関係に限る、いわゆる船員制度の概略を申し上げますと、これは片や学歴によりまして、ある一定の免状の試験を受け得る資格を与えておられます。と同時に、また乗船の職歴によりまして、免状を受ける資格を与えておりまして、いわゆる学歴と職歴と両方から高い免状を受け得るような制度にいたしております。

○田口（誠）委員 この国家試験といふをきわめて厳肅な地位を獲得される場合に、先ほど山内先生の御質問にお答えになつたように、教科書といふよくなきものについてもまだまだ十分なものでないで、予算を獲得しつつ内容を強化していくと、こういふ経過なんですね。こういふ経過において、そこで勉強された方が々が、そこを出たために国家試験を受けるところの資格が得られるということになると、私は教育全体からいってどうも片手落ちなものがあると思うのです。これ以上は、どうも要輸省の方に質問しても無理なような気がしますが、どうですか。将来、今私の申し上げたようなことからいつ

○辻政府委員 船舶なりあるいは航空の運航技術につきましても、日進月歩でござりますので、それに則応するような教育内容はもちろん始終研究しておかなければなりませんし、また片や國家試験によりまするその免状の制度についても、そういうふうな技術的な歩に伴いまして、現実に即応するよなことは研究いさねばならぬ、かよと考へております。

○田口(誠)委員 議事進行の関係になりますが、お聞きのように、ことこれ以上の質問を突っ込んでいたしましても、運輸省の方でもお困りにならぬし、私の方でもびんと来ませんので、文部省の方からおいでになるまで……。

○久野委員長 文部省の大学課長があつた。

○田口(誠)委員 文部省からおいで願つたので、質問を続けたいと思つてゐるが、前からの経過をお話し申し上げぬと回答がピントはずれになるがために、文部省の方からおいでになるまで……。

省の方からの御説明からいきますと、こうした海技専門学院という名称の学校で学んでおればその資格が得られるのだ、こういう御回答のように受け取ったわけであります。そこで私がここで特に重大な疑問を抱きましたことは、少なくとも国が国家試験を行なう場合、そして試験を受ける資格を与える場合には、一つの法に基づいたところの学校において、また法に基づいたところの文部省の指導監督の上において学ばした人たちに資格を与えるというのが、妥当であろうと思うわけであります。従つて現在あるところの――今問題になつておりますのは海技専門学院の問題でござりますけれども、これは運輸省ばかりであります。その他の方にもいろいろあるわけであります。そういう学校に対して、戦後の文部省としては手放しになつておるということです。こういうことが問題があると思つわけであります。

これは戦前を思ひ浮かべていただければわかります。が、先ほども運輸省の方へ質問のときに御説明申し上げました。が、わざりやすい話で申しますれば、一つの紹介会社の工場の中に高等女学校が認可されて、そして学校が經營されておる。そこへ入って学んだ人たちが、その当時は同じ中学を卒業しても甲種、乙種とありました。が、乙種の資格が得られてこの職場にかわつても、その資格において取り扱いをされおつた。こういうふうに文部省の手が、職場のそうちした必要な学校のところまで伸びておつたわけでありま。現在はそれがないわけであります。特に国家試験を受ける資格を持たせるといふことになると、ちょっとそこにおかしいところが出てくるので、こういう点を改正される用意がないかどうか、また現在そういう手放しにされておられる理由は、那邊にあるかとお伺いいたしたいと思いま。

○暮山説明員 ただいまのお話は、各省でだいぶお持ちになつてある教育施設全般について、文部省の学校教育法に基づく学校といふものとの関連についてお尋ねだと思いますが、文部省の学校教育法に基づく学校は、御承知のように戦後高等学校卒業程度を入学資格とする学校はすべて大学という名前になつてしまつた。この大学は戦前で申しますれば、大学のほかに高等専門学校といふ制度がございましたが、これが全部大学といふ名前になつたわけあります。大学といふ名前になりましたが、大学の中には、修業年限四年の大學生もござりますし、短期大学と申しまして、修業年限二年あるいは三年と

と入れるというお話をございましたが、このことは実は防衛厅からよく連絡がありまして存じておりますが、高等学校卒業程度の試験で防衛大学入学者のものがあるわけですが、この検定試験と内容を全部同じにしまして、試験問題やその他もその程度において試験をやるということにしてあります。防衛隊員の中で、ごく優秀な人がわずか、五人か十人くらいだそうですが、年々その試験に合格しているよう聞いております。従つて大部分の学生は、高等学校を卒業した者が入っていますが、ことしあたりの状況は非常に新しい面が開けてきたので、希望が出たといふよくなお話を聞いたことがあります。これによつて非常に新しくなつておりますか、ことしの状況は存じておりませんが、そういう方法によつて正規の大學生の資格が得られるような道が開けますれば、それはけつこうだと思うのです。各省の中でも、たとえは大学と修業年限を同じくするとか、あるいは短期大学と同じくするようなところ、そういう教育施設を持つてゐる省では、あるいは考査でおられるところがないわけではないようでございます。ただいづれにしましても学校教育法による学校は、大学、短期大学、高等学校、その三種類、義務教育を終わつた者に対してもし資格を与えるとすれば、その三つの大学なり高等学校なりの資格ということになりますから、それにふさわしい教育内容を持つといふことが、指定するといいますか、認定する場合の要件になら

うかと思うのです。ですから各省の施設の中でも、そういう類似といいますか、学校教育法に規定する学校と同じような内容を持つものでありますれば、それは文部省としては喜んで指定をするわけでございます。ただ先ほど申しましたように、各省でお持ちになつてゐる教育施設は、その省における職員養成とか再教育ということが主眼になつておりますので、一般的の教育をやる場ではないようござりますから、その点でカリキュラムを組むのに非常に苦労があるようでございます。従つて一般の学校と教育内容が同等以上と認めるのに、修業年限のことなどはことながら、教育内容におきましてお困りのことが多いのではないかと思ひます。従つて学校教育法に基づく学校と同じようにするには、修業年限はむしろ長くしないとならぬような場合も起くるのじゃないかしらんと思ひます。

定試験に合格をした者は、ほかの大学
の入学試験の受験資格を得られるとい
うような方法を今後講じていただきた
い。それにはそれぞれの省にある学校
の内容を文部省として知つてもらわな
くてはいかない。そして一つの学校に
対するところの指導基準というものが
なければならぬと思うのです。そうい
うものも作つていただかなくてはなら
ないと思います。そういう点を私は強
く要望しておる。運輸省から今度提案
になりました学校に関連をして、大き
くそうちした危惧すべき点がありました
ので、特に文部省からもおいでをいた
だいたわけでありますから、こういう
点について今後研究をしていただきと
いうことははどうでしようか。

の事由によつて、健康の状態とか、あるいは途中で指が一本なくなつて一つの仕事ができないようになつたから、自分は東大へ入つて弁護士になつてやるうといふような人もないとも限らない。そういうような場合に、今文部省の方からお答えになつたような制度をお作りになつておくことは、最も必要であろうと思うのですが、こういふ点についてどうお考えになりますか。

○辻政府委員 今議題になつておりますように、私どもの方で持つております教育機関は、すべてある一定の職域におきます技術的な水準を高め、その知識を与えるというのが主眼であります。それで、そういう意味合いから、文部省におきます技術的な水準を高め、その知識を与えるというのが主眼であります。それで、やつておられます一般の学校と離れて、特にその設置が認められておるような性質のものでございます。ただいま御質問がござりますように、広く融通のきくような教育をやるべきではないかという御意見ではございませんが、設立の目的からいたしまして、やはりその職域に相応するような教授内容をやるべきではないかと考えておる次第でございます。もちろんかりに職業教育でございましても、やはり一般の教育との関連もござりますので、先ほど申し上げましたように公式の場といつましても、海技専門学院等につきましては船員教育審議会の席上で御意見を伺うわけでございますが、非公式と申しますが、常時関連することにつきましては文部省と御相談をいたしまして、一般的の教育の風潮も考慮に入れまして、円滑に仕事をしていくべき、かように考えておる次第でございます。

○田口（誠）委員 文部省からははどういう資格の方がおいでになつて、どういふ内容を御説明願いたいと思います。

○吉行政府委員 船員教育審議会は、大体本会議といたしまして年に二回程度、その下の小委員会は十回程度開催いたしております。

○田口（誠）委員 文部省の方からは、大學術局長と初等中等教育局長、それから商船大学の大学長の御参加を得ております。

○田口（誠）委員 この問題につきましては、この辺で終わりたいと思います。ただ先ほどから私がくどく質問を申し上げましたことの趣旨については、文部省の方においても運輸省の方においてもおわかりだらうと思いますので、将来ともそぞした道の開けるよう、学校教育をしていただきたいというふうに考えておりますので、その点を希望を申し上げまして次に移りたいと思います。

次は自動車審議会に關係して、先ほど山内さんの方からも質問をされたわけなんですが、実際において現在各都道府県にあるところの陸運事務所自体の人員の構成からいきまして、ひんぱんにあるところの自家用車のやみ営業というようなものの取り締まりや、また交通事故を防止するため、スピード違反とかその他の関係をしたところの違反行為を取り締まるには、現在の人員では非常に不足をしておるわけですが、これは先ほども御質問があつたわけですが、こう、うよろな点を運輸省の

方では把握されておられるかどうかと

五百名ではないと思うのです。そうし

てまた非常に多岐多端にあつた仕事

がある。またこの仕事自体はきわめて

必要であり、人命にも關係する大きな

減つておる状況でございますが、私どもとしましては極力増員をいたします。

よろしく昭和二十四年ころに比べますと

たしておりまして、本年も九十二名の

増員を得たわけございますが、これらによりましてはまだ足りないと

思つておりますので、極力今後も増員

いたしますように要求を統け、その方

に向努力をしていきたいと思つております。

○田口(謹)委員 今年九十二名獲得し

た、大へん努力をしていただいたわけ

ですが、実際に九十二名くらいを全国に割り振つてみればまさに少ない員

数です。先ほど申し上げましたような

行為を取り締まるに必要な員数のペー

セントージはどの程度ふやしたらしい

のか、そういう理想的な数字といふものをお持ちになりますか。

○國友政府委員 大体ことしの増員要

求といたしまして、私どもが要求いた

しましたのは四百三十名程度でござ

ましたが、結果といたしまして九十二

名になつたわけでござります。

○田口(謹)委員 四百三十名ふやせば

これで足りるということなのか、さし

あたり四百三十名を要求したといふこ

となのか、その点どうなんですか。

○國友政府委員 その点は後者でござ

いまして、当面昭和三十六年度として

その程度をいただけば仕事はやつてい

けるという程度のものでございます。

○田口(謹)委員 これは陸運事務所の

ある人員不足からいって四百三十名や

いうふうに言つておるのは、伊勢湾地区港湾の緊急設備をはかるために

部を設けることは、それはそれでよろ

しいと思う。ただ私たちも日本の側か

ら見れば、たとえば第二の東海道線を敷く。私はそれもそれでよろしいと思

う。それから皆さんの方で運賃の値上がりでありますけれども、運賃も設備

投資をしておる。あるいは設備投資に使つておる。あるいは設備投資によ

る仕事をそれでお持ちになつておる

のだから、この審議会はあともう一年延ばしてくれということござります

が、延ばすことにはやぶさかではない

わけでありますけれども、審議会で幾年間この審議会の期限を延ばすといふことになれば、もう少し権限のある仕事のできるものにしていただきたいと思つておきます。

○中道政府委員 裏日本の関係でございますが、裏日本には現在二万トンと申しますと、大体スパー・タンカーになると思うのですが、これは今のところはございません。

○石山委員 池田内閣は倍増計画とか所得の格差をなくすとか言つておるようですが、倍増計画を考えてみると、これからネックになるのは交通運輸だろうといわれております。それから学者先生やその他の意見を考えてみると、これからは倍増計画では、三十五年じゅうに日石は倍増計画を終わらなければ、よその会社と太刀打ちができない。そして立地条件

になります。それから秋田、酒田、新潟、伏木、富山、今回七尾も考えます

が、そのほか舞鶴は旧軍港で、これは十分入ります。それから西の方に至りましては一万トンまでの設備は境港を考えております。これは現在計画中でございまして、実施の段階に入つておるわけでござります。大体そんなところ

は横づけされる。

〔草野委員長代理退席、委員長着席〕

秋田の港は昭和三十七年でなければ一

とえは昭和三十七年にはあなたのあ

げてくれた幾つかの港は、おそらく一万

トンの船が入るでしょう。しかしこ

うのがなぜこういふことを申すかとい

う

ます。たとえばソ連の油を出光興産が

と、予算を見れば、今年二兆円も設備

投資に使っておる。あるいは設備投資

にはもう二万トン、三万トンの船を要

ります。たとえばソ連の油を出光興産が

買ひ付けようとしております。そうち

うが、それもまた理由があるだらうと

思つ。ただ私たちはこれらをずっと見

ながら、置き去りにされている裏日本

を審議をしても、当面必要な数から今

のが、その四分の一足らずしか獲得で

きないといふようなことでは、まことに遺憾な事態だと思つわけです。こう

いう点につきましては、極力運輸省と

しても努力をしていただき、そして一

年間この審議会の期限を延ばすといふ

ことになれば、もう少し権限のある仕

事のできるものにしていただきたいと思つておきます。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

秋田の港は昭和三十七年でなければ一

とえは昭和三十七年にはあなたのあ

げてくれた幾つかの港は、おそらく一万

トンの船が入るでしょう。しかしこ

うのがなぜこういふことを申すかとい

う

ます。たとえばソ連の油を出光興産が

買ひ付けようとしております。そうち

うが、それもまた理由があるだらうと

思つ。ただ私たちはこれらをずっと見

ながら、置き去りにされている裏日本

を審議をしても、当面必要な数から今

のが、その四分の一足らずしか獲得で

きないといふようなことでは、まことに遺憾な事態だと思つわけです。こう

いう点につきましては、極力運輸省と

しても努力をしていただき、そして一

年間この審議会の期限を延ばすといふ

ことになれば、もう少し権限のある仕

事のできるものにしていただきたいと思つておきます。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

秋田の港は昭和三十七年でなければ一

とえは昭和三十七年にはあなたのあ

げてくれた幾つかの港は、おそらく一万

トンの船が入るでしょう。しかしこ

うのがなぜこういふことを申すかとい

う

ます。たとえばソ連の油を出光興産が

買ひ付けようとしております。そうち

うが、それもまた理由があるだらうと

思つ。ただ私たちはこれらをずっと見

ながら、置き去りにされている裏日本

を審議をしても、当面必要な数から今

のが、その四分の一足らずしか獲得で

きないといふようなことでは、まことに遺憾な事態だと思つわけです。こう

いう点につきましては、極力運輸省と

しても努力をしていただき、そして一

年間この審議会の期限を延ばすといふ

ことになれば、もう少し権限のある仕

事のできるものにしていただきたいと思つておきます。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

秋田の港は昭和三十七年でなければ一

とえは昭和三十七年にはあなたのあ

げてくれた幾つかの港は、おそらく一万

トンの船が入るでしょう。しかしこ

うのがなぜこういふことを申すかとい

う

ます。たとえばソ連の油を出光興産が

買ひ付けようとしております。そうち

うが、それもまた理由があるだらうと

思つ。ただ私たちはこれらをずっと見

ながら、置き去りにされている裏日本

を審議をしても、当面必要な数から今

のが、その四分の一足らずしか獲得で

きないといふようなことでは、まことに遺憾な事態だと思つわけです。こう

いう点につきましては、極力運輸省と

しても努力をしていただき、そして一

年間この審議会の期限を延ばすといふ

ことになれば、もう少し権限のある仕

事のできるものにしていただきたいと思つておきます。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

秋田の港は昭和三十七年でなければ一

とえは昭和三十七年にはあなたのあ

げてくれた幾つかの港は、おそらく一万

トンの船が入るでしょう。しかしこ

うのがなぜこういふことを申すかとい

う

ます。たとえばソ連の油を出光興産が

買ひ付けようとしております。そうち

うが、それもまた理由があるだらうと

思つ。ただ私たちはこれらをずっと見

ながら、置き去りにされている裏日本

を審議をしても、当面必要な数から今

のが、その四分の一足らずしか獲得で

きないといふようなことでは、まことに遺憾な事態だと思つわけです。こう

いう点につきましては、極力運輸省と

しても努力をしていただき、そして一

年間この審議会の期限を延ばすといふ

ことになれば、もう少し権限のある仕

事のできるものにしていただきたいと思つておきます。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

秋田の港は昭和三十七年でなければ一

とえは昭和三十七年にはあなたのあ

げてくれた幾つかの港は、おそらく一万

トンの船が入るでしょう。しかしこ

うのがなぜこういふことを申すかとい

う

ます。たとえばソ連の油を出光興産が

買ひ付けようとしております。そうち

うが、それもまた理由があるだらうと

思つ。ただ私たちはこれらをずっと見

ながら、置き去りにされている裏日本

を審議をしても、当面必要な数から今

のが、その四分の一足らずしか獲得で

きないといふようなことでは、まことに遺憾な事態だと思つわけです。こう

いう点につきましては、極力運輸省と

しても努力をしていただき、そして一

年間この審議会の期限を延ばすといふ

ことになれば、もう少し権限のある仕

事のできるものにしていただきたいと思つておきます。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

秋田の港は昭和三十七年でなければ一

とえは昭和三十七年にはあなたのあ

げてくれた幾つかの港は、おそらく一万

トンの船が入るでしょう。しかしこ

うのがなぜこういふことを申すかとい

う

ます。たとえばソ連の油を出光興産が

買ひ付けようとしております。そうち

うが、それもまた理由があるだらうと

思つ。ただ私たちはこれらをずっと見

ながら、置き去りにされている裏日本

を審議をしても、当面必要な数から今

のが、その四分の一足らずしか獲得で

きないといふようなことでは、まことに遺憾な事態だと思つわけです。こう

いう点につきましては、極力運輸省と

しても努力をしていただき、そして一

年間この審議会の期限を延ばすといふ

ことになれば、もう少し権限のある仕

事のできるものにしていただきたいと思つておきます。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

秋田の港は昭和三十七年でなければ一

とえは昭和三十七年にはあなたのあ

げてくれた幾つかの港は、おそらく一万

トンの船が入るでしょう。しかしこ

うのがなぜこういふことを申すかとい

う

ます。たとえばソ連の油を出光興産が

買ひ付けようとしております。そうち

うが、それもまた理由があるだらうと

思つ。ただ私たちはこれらをずっと見

ながら、置き去りにされている裏日本

を審議をしても、当面必要な数から今

のが、その四分の一足らずしか獲得で

きないといふようなことでは、まことに遺憾な事態だと思つわけです。こう

いう点につきましては、極力運輸省と

しても努力をしていただき、そして一

年間この審議会の期限を延ばすといふ

ことになれば、もう少し権限のある仕

事のできるものにしていただきたいと思つておきます。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

秋田の港は昭和三十七年でなければ一

とえは昭和三十七年にはあなたのあ

げてくれた幾つかの港は、おそらく一万

トンの船が入るでしょう。しかしこ

うのがなぜこういふことを申すかとい

う

ます。たとえばソ連の油を出光興産が

買ひ付けようとしております。そうち

うが、それもまた理由があるだらうと

思つ。ただ私たちはこれらをずっと見

ながら、置き去りにされている裏日本

を審議をしても、当面必要な数から今

のが、その四分の一足らずしか獲得で

きないといふようなことでは、まことに遺憾な事態だと思つわけです。こう

いう点につきましては、極力運輸省と

しても努力をしていただき、そして一

年間この審議会の期限を延ばすといふ

ことになれば、もう少し権限のある仕

事のできるものにしていただきたいと思つておきます。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

秋田の港は昭和三十七年でなければ一

とえは昭和三十七年にはあなたのあ

げてくれた幾つかの港は、おそらく一万

トンの船が入るでしょう。しかしこ

うのがなぜこういふことを申すかとい

う

ます。たとえばソ連の油を出光興産が

買ひ付けようとしております。そうち

うが、それもまた理由があるだらうと

沿岸は従来やつておりますが、単にそれだけではなくて、ただいま申しますように裏日本その他、いわゆる第三進地域の開発については先行投資といふことで、特にそういう意味合いから経済基盤の強化をはかるというような観点で考へておるわけでござります。ただ従来御承知のように港湾の予算は單年度予算でございまして、毎年々々大体は予算折衝をいたしております。そういうことの関係で、地方の港湾の利用者、あるいは工場の関係者等にとつて、その港湾が一体いつどういうものができるかという見通しがなかなかつきにくいというのが、従来の実情でございます。その点われわれもはなはだ遺憾に考へておつたわけでござりますので、今回御承知のように港湾につきましては、新しく長期の五カ年計画を立てるにいたしました。この長期の五カ年計画を立てるにつきまして、ただいまお話をよろざな各港の実情、また今後のそれらの産業の伸展等と見合ひいまして、この五カ年計画を立てる。そしてそれらの事業に対応できるような港湾の施設を確実に実施していくと、いろいろなことに主眼点を置いたわけでござります。従いまして新長期五カ年計画におきましては、その計画の実施にあたりまして、その計画内容を港湾審議会を通じまして閣議決定をすますために、特別会計法を制定いたしまして、計画を法律で認め、実施を会計法によつて確立するというよろづな方

法で新しい五ヵ年計画を実施していくことになります。こういうふうに考えておるわけでございまして、先生のおっしゃるよくな方向で、これからは実施の年度とこの事業の量とを確実に実現できるようにしていく、そういう趣旨でござります。従いましてお話のように、この港湾を利用する側にとって、まだあるいは工場等を建設する側にとって、今までよりははるかに進んだ見通しが立てられるのではないかというふうに考えておるわけでございます。

はならないと思います。現実であります。不便を感じてならぬというのです。ならば……私は表日本を押さえろなどは決して申しません。それはそれでろしけれども、もっと所得をふやして地域の経済を普遍的にするというが大切ではないかと私は思つております。予算がないからとか、単年度と言つるのは、お役人さんの毎々のことですよ。しかしそれは運輸省として、あるいは国策として、一つの政策として打ち出しながら、せひともやつていただかなければならぬと思います。それからきょうの場合は大臣をおいでになつておりますから、法案をかちよつとそれておりますけれども聞いていたたきたいことは、國鉄は赤字だからといって運賃の値上げを今要請されておるのですね。万全な策を尽くして運賃値上げということならば、これはやむを得ないと私は思いますが、完全の政策を尽くしていないのじやないですか。これはゆうべの日経に載つたのですが、國鉄の滯貨が二百万トンをこえていると言つているのですよ。しかも東北、北陸がおもだと書いてあります。東北、北陸がおおむね二百万トンの滯貨を持つておるといふのです。私も東北、北陸がおもだと書いてあります。東北、北陸がおおむね二百万トンの滯貨を持つておるといふのです。私が一万トンの滯貨が裏日本の方面におおむねあるといふことが見えます。それから私は職業柄しようちゅう汽船に乗るわけです。むしろ私の方は乗車していただきといふ立場でしようね。

乗せていいなどといふ立場を見ていいわけですが、それにしてもたとえばこの郷里からすれば、東京—秋田間は五百キロ、所要時間が十一時間半、十時間としてもよろしいと思います。この十一時間の所要時間があれば、東海道線だと一体どこまで行きます。この滞貨はどういう理由で滞貨をしていくか。もう一つは、いわゆるスピードアップと申しますが、裏日本あるいは東北その他に対しての電化の考え方、こういうこともこの際御説明願いたいと思うのです。

日本に通じまするいわゆる線増と申しますが、複線化、この複線化が今まで大体陥路になつておりますが、主たる幹線の複線化が一千一百キロ、それから一千八百キロを電化いたします。あるいは電化しておりますが、主たるディーゼル化にするとかといふような近代化、合理化をこの新しい五ヵ年計画でいたしまして、輸送力の整備強化に努めまして、そうして裏日本と表日本との輸送を円滑で港湾のことについていろいろ御注意がございましたが、これらと相待ちまして、裏日本と表日本との輸送を円滑にして、裏日本と表日本との輸送を円滑にして、御指摘のような地域格差をだんだんなくしていくことに努めていきたい、こういうふうに考えておる次第でございまして、具体的な詳細のことは、ちょうど国鉄の者が来ておりますから御説明させたいと思います。

輸送力の増強をいたすように計画を考える次第でござります。輸送力の増強は、地域的に将来の輸送量の伸びを想定いたしまして、それには十分であるところの必要な施設をいたす計画でござりますが、それでは裏日本についてどうかという御説明を申し上げますと、表面から見ますと、今回の五力年計画には羽越線、奥羽線は複線化も電化も入っていないのでござります。それは両方とも昭和四十年以降、すなわちこの五力年計画の済んだ次にかかるようになっております。東北本線は電化もこの新五力年計画でやりますので、従つて現われました格好は裏が少しおくれるような格好になつておりますけれども、これは裏日本をただいま通つております貨物なら貨物が、本来は東北本線を経由すべきものを、東北本線がどうしても列車が入らぬということで裏日本を回しておるわけでございます。従いましてわれわれは両方一ぺんに複線、電化を完成することができませんので、まず東北本線の複線、電化を完成いたしまして、現在裏日本を通つております貨物を本来の東北本線に直す、そうすれば羽越線の輸送力をあいてくるわけでございまして、昭和四十年までにはそういう方法で十分に裏日本の輸送が完遂できるようになると考えております。

森間の特急でありますとか、あるいは上野—秋田間も予算があればやろうと思つておりますが、これはディーゼルカーでやりたいと思っております。まだ計画中でございますのはつきりと申し上げかねるのでありますが、そういうことで計画いたしております。速度も飛躍的に速くなるつもりをいたしております。

としだけが東北地方の荷物が滞留した
ということじゃないのですよ。われわれ
もあなたの方に陳情しているのだが、
毎年々々滯貨があつてどうにもな
らない。何とか貨車を回して下さいと
いうので、地方から、たとえば青森の
人は秋田の管理局にしようと来て来る。
あなたはことしの雪に問題をすり
かえるようですが、それではいけませ
ん。そうじゃない。貨車が足りないと
いうことでしよう。結局いわゆる単線
のために輸送が狭いといふことも意味
しているでしよう。貨車があれば載せ
られて、それに対し幾分かの利益
があるわけなんですね。もうけるこ
とを伏せておいて、もうけることでの
きる手段が目の前にありながら、それ
をやらないでおいて赤字だという。そ
れはあなたの責任でしよう。国民
に忠実だとお見えないじゃないですか。
大臣、そうじゃないですか。港が
できれば、たとえば秋田の製油はうん
と発展するのだ。工場も来るというこ
とがわかつておりながら、港が狭いた
めにできない。ですから秋田の製油業
者や木材業者は、運輸省の大蔵や役人
を恨んでいます。今木材は少し
値が上がっています。これを東京へ
売ればもうけられるということがちや
んとわかっているのです。製材業者は
御承知のように大きな製材業者はござ
いません。規模からいえばみんな小企
業の製材業者です。これを今製材して
駅に積んでいるわけですね。配車が
あればこれは売つてもうけられる。こ
れが押えられているじやございません
か。わら工品にしてもそらございま
す。ですから今の農閑期に百姓の方々
が、わら工品を作つて小づかい錢がせ

きをしようとしている。製材業者は一生懸命もうけようとしておる。それが輸送ができるないというから営業局長、あなたを恨んでいるかも知れませんよ。ほんとうです。貨車を作ればいいのに貨車を作れない。その作れないという理由はどんなところにあるのですか。やはり予算ですか。大きな国鉄のお金を操作上から見ればいろいろ——私は何も貨車だけ作るというわけにはいかぬだらうけれども、まず第一にその貨車を作れなかつた原因はどこにあるのですか。三年ぐらい続いておりますが、そいつた理由はどこにありますでしょうか。

○遠藤説明員 線路も車両も両方とも不足でございまして、原因はやはり工事経費の足りなかつたことにあると思うのでありますけれども、今回自己資金なり借入金等の増額をお願いいたしまして、相当所要資金の確保をいただいているような格好になつておりますが、明年から一時に十分の成果は上げ得ませんが、逐次增强いたしまして、新五ヵ年計画が完了するときにおきましては、十分荷主さんの御期待にこたえられるような能力の增强をいたしましたと思つております。

○石山委員 努力していただかなければならぬけれども、言葉の上の努力だけではだめだと思うのです。それからお金の使い方でございますが、たとえば貨物の輸送量を円滑ならしめ、増大させるという意味で、秋田に操車場を作りましたのも一つの手段だと思っておりました。しかし今度着工してみたら、それが半分やつておっぽりばなしであるじやありませんか。操車場を作ったところは秋田県でも一番いい田地

です。一反歩当り四石半から五石とれる優秀な田地です。その広大な地域を買収しておいて、そうして半分しか利用しないで、あと半分は施設をしない。それでは上り下りの操車場で、そこで上りだけやつて下りをやらないとするならば半身不隨でしよう。それではせつかくお金を投しても生きてこない。それで、いやだいやだという農民から、無理やりに田地を取り上げたような格好で買収しておいて、その田地の耕作も不可能だといふやうなやり方は、民間に対しても済まないじゃありませんか。金の効率の問題からしても、半身不隨のような金の使い方をする。私はほかのことは知りませんけれども、実例として秋田にあるから申し上げておる。こんなのはおそらくたくさんあるのじゃないでしょうか。十億の金を投じて五億くらいしか運転が不可能だというやり方は、あなた方は一体何を考えてやっているのか、私たちにはちょっと理解に苦しむ。貨車を作ればもうかるということはわかるし、それに付随して木材業者やわら工品の方々が喜ぶといふこともわかる。こういうことがわかつてゐるのにやらないといふことは、私たちから見れば大へん不可解に思ひうのですが、この操車場の問題なんかもどういうふうに処理なさるうと考えておられるのでしようか。

○選藤説明員 秋田の操車場の新設工事でございますが、竣工工費が約十一億円、三十五年度までに一億二千万円を決算いたしました。用地は御指摘のように三十八万平米でございます。これは全部買収が済んでおります。でき上りました工事は下りのヤードでござります。これは昨年の八月に使用を

開始いたしました。三十六年度も引き続きまして、下り仕分け線の工事を増強してやるつもりであります。上りのヤードの工事は三十七年以降になると 思います。これは現在の秋田駅の構内が使えるからでございまして、その両方の模様を見まして、三十七年以降に、残工事上り二億七千万円くらいの工事が行なわれる予定でございますので、別に土地を買いつぶきたとか、むだだとかいうことはないよろしく考えておられます。

○石山委員 あなたは商売人ですか、商売人のことを言うのはおかしいですが、秋田駅と操車場を離して両方使うから、上り下りがうまくいっているということを言うのでしょうか。そ うじゃないのです。目の前に貨車がありながら、それが実際にホームに吐き出されるまでには、今の操車では実際上二日ないし三日かかっているではないませんか。駅が狭いから、駅の操車場ではやりくりできないから、新しく土地を買って、美田をつぶして操車場を作ったではないませんか。ですから今の状態では、あなたはうまいことを言つてゐるけれども、目の前に商人は貨車を見ても、実際に自分が受け取るのは二日ないし三日かかる、そういうことをやつてゐるのです。

それではもう一つ、私は皆さんにどういうふうにやっていただかわかりませんけれども、この秋に秋田では国体が開かれる。操車場が完備をしないと、この国体の臨時列車のために貨物は十七本ないし十八本が入らないといふ現象が起きてくるのです。そうするところ、どうこの冬の雪害と同じ現象が起きてくるわけだ。人がたくさん狭い

秋田に入つてくる。そうでなくとも消費物価は騰貴するでしよう。貨物が入らないとなれば、野菜を初め異常な高騰を来たすといふような現象が起きるのではないでしようか。この冬の雪害のときは小さい大根一本五十円したとか、小束のネギがこれまで五十円したとか、倍以上の高騰を示したわけですが、皆さんのが皆さんの不手ぎわのために、秋田になれば、秋田にそういう現象が起きるのではないかというふうに心配しているわけですが、それに対して秋田国体になつても、貨物を千七本もやめるなどと言わないで、何か手段を講ずるという方便を持っておられるのでしょうか。

れによつて、へんぱな操車場が何とかうまくつながるような工夫を、秋の国体までにしていただくということを私は申し上げる。そうでなければ、大へんな物価騰貴、混乱が起きるだろう、ということです。これは皆さんの方でもうござります。ですから私はあえて申し上げませんけれども、秋の国体という問題があるだけ、のんびりできないところに特殊事情があるようでございますから、天皇がおいでになる臨時列車も操車場に待機させなければならぬという事例からしても、いろいろと問題が起きてくると思う。私が調べた係員は、十七本くらい貨物をシャット・アウェイしなければ、お客様を運ぶことは不可能だら、そのためにも操車場の整備は急いでもらわなければならぬという意見でございました。それは一つ皆さんの手腕に依頼しておきます。

使用者するか。サービスどころではないじゃありませんか。これは管理局あなたがむしろ心得てそういうやり方をしたと思うのですが、それにしても十八世紀くらいの車を今どろ持ち出してきて、高い一等料金を取るなんというのは、はははだ私はいかんのではないかと思うのですが、あれは一体ずっと続けるおつもりでやっているのかどうか。

おあります。この秋にはできれば特口も連結したい、かように考えております。
○石山委員 東北地方は私鉄が少ないですから、国鉄は独占企業ですよ。独占企業だからあんなことがやれるのです。それは一等寝台に乗る人の大きな要望ですから、一等寝台をつけることは何も悪いとは言つていないのであります。逆に言えば、一等の高い料金を払つた者が、新しい今の二等車よりも悪い車に乗せられると、いふことは一体何だということですよ。独占企業だからそういうことができます。これはやはり考えておいただかなければいけない。私に言わせれば營業感覚が悪いのですよ。これは大臣に言つておきたいのですが、施設関係の問題でもむだがありそうだということも考えていただきたい。東北、山陰、北陸地方は雪があるわけですから、雪のあるところは自動車が走れないでの、どうしても国鉄にたよらざるを得ない。その国鉄の機能が、私たちに言わせれば、むしろサボるような形であるから、その機能を発揮できない。機能を発揮していただければ、もうかることがわかつておりながら、皆さんの方のところに積ませておいて、何か金持ちが米俵を倉の中にうんと積んで喜んでおるような格好で、駅頭に何百万トン滞貨したといふようなことを堂々と新聞に発表しておる。こういう態度のある限りは国鉄は赤字が出るでしょう。その赤字を解消するために運賃値上げをすると、いうような安易な考え方を持つことは、なかなか私は贅成できないと思ひます。もっと努力する個所がたくさんあります。あるようありますから、この際一つ

努力をしていただきたい。私が東北地方にあるから少しひがんだような見方をして発言をしておるのかもしませんが、私の申し上げておる個所については大体調べておるつもりですから、一つその点を十分に参酌して、地方の雪深い土地の方々の困つておる点をば、國鉄側としては早く解決のつくようにしていただきたい。

それから運輸省の港湾局長もさつき賛成していただきたいわけであります。が、一つ裏日本は将来光を浴びる地域に変更しつつあるのですから、今までのよう経済効率が上がらぬと、いうふうなやり方で投げておったのは、所得倍増はおそらく不可能でございましょうし、この際大局に立つて、裏日本の港、工業の立地条件、そういうふうのものを一つ十分勘案していただき。一万トンが三十七年度にできるからといふうなことではないのでありますし、追いかけて二万トン、三万トンの船を要求する時代が近づいてきているのですから、この際一つ十分御研究をしていただき、三十七年度からそういう計画を発表して、雪深い都市の人たちに光明を与えていただくよう工夫をしていただきたいと考えております。私の質問はこれで終わります。

○久野委員長 次に石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 海上保安庁法の一部改正案について、若干お尋ねをしてみたいと思います。時間もすいぶんおそくなりましたから、なるべく要点だけ簡潔にお尋ねいたします。

この改正案の要点の第一は、現在の九州方面を所管しておる七管を二分割して、熊本、鹿児島、宮崎の三県の水

域を所管する新たな第十管区を作るということです。新しく十管になるものを作りたしました。七管が担当しておる業務量が非常にふえておるということを理由にしておるわけでございます。私は業務量がふえたというだけで、はたしてこれを二つの保安管区に分ける必要があるかどうか、直ちには納得できないわけですが、実際に機動力が鈍つてくる、どうも運営上困るというようなことに理由があるのならわかりますが、ただ仕事がふえたというだけでは、どうも納得をしがたいのでございます。まず第一に、どのようにはかの管区と均衡を失しているといいますか、どのように業務量の面でアンバランスが出てきているのか。七管が特に仕事量がふえているのか、またそれが今度十管を作ることの理由なのか、その辺を特に丁寧に御説明願いたい。

○林(坦)政府委員 お答え申し上げます。第七管区の海上保安本部の取り扱っております業務量は、ただいまお話をございましたように近年著しくふえております。たとえば海難船舶の数は、ほかの管区よりもはるかに多い巡視船あるいは人員をお置いておかなければならぬ、こういう状況でござります。それだけが今度十管を作らるの、また南九州の方面を分けて比較してみましても、なおかつ門司の北九州方面を持っております七管区には、ほかの管区よりもはるかに多い巡視船あるいは人員をお置いておかなければならぬ、こういう状況でござります。それから現在李ライン関係に非常に重点を置いて仕事をやっておりませんせいかともしましては直接に九州方面からはどちらも隔離艦隊になるのではなかつて、南九州方面もこれから申しましても、あるいは出入港の船舶の数にいたしましても、また巡視船艇等のいずれを見ましても、全国の約四分の一くらいはここで持つておることになつております。大体二つあるいは三つの管区の業務量を持つておるといつても、いいくらい、量があるのだとございます。特に李ライン付近の漁船の保護などの特有な仕事を持つておるとして、業務の運営にそれが相当大きいまして、業務の運営にそれが相当大きな圧力になって参つております。ま

と、南九州方面は、そうした場合の海域その他に偏に一管区分の業務量をもつておる、こういったような点から見まして、今の一つの管区本部でこれを宰領いたしておりますと、私ども数字でござります。私は業務量がふえたという理由で、はたしてこれを二つの保安管区に分ける必要があるかどうか、直ちには納得できないわけですが、実際に機動力が鈍つてくる、どうも運営上困るというようなことに理由があるのならわかりますが、ただ仕事がふえたというだけでは、どうも納得をしがたいのでございます。まず第一に、どのようにはかの管区と均衡を失しているといいますか、どのように業務量の面でアンバランスが出てきているのか。七管が特に仕事量がふえているのか、またそれが今度十管を作らるの、また南九州の方面を分けて比較してみましても、なおかつ門司の北九州方面を持っております七管区には、ほかの管区よりもはるかに多い巡視船あるいは人員をお置いておかなければならぬ、こういう状況でござります。それだけが今度十管を作らるの、また南九州の方面を分けて比較してみましても、なおかつ門司の北九州方面を持っております七管区には、ほかの管区よりもはるかに多い巡視船あるいは人員をお置いておかなければならぬ、こういう状況でござります。それから現在李ライン関係に非常に重点を置いて仕事をやっておりませんせいかともしましては直接に九州方面からはどちらも隔離艦隊になるのではなかつて、南九州方面もこれから申しましても、あるいは出入港の船舶の数にいたしましても、また巡視船艇等のいずれを見ましても、全国の約四分の一くらいはここで持つておることになつております。大体二つあるいは三つの管区の業務量を持つておるといつても、いいくらい、量があるのだとございます。特に李ライン付近の漁船の保護などの特有な仕事を持つておるとして、業務の運営にそれが相当大きいまして、業務の運営にそれが相当大きな圧力になって参つております。ま

と、南九州方面は、そうした場合の海域その他に偏に一管区分の業務量をもつておる、こういったような点から見まして、今の一つの管区本部でこれを宰領いたしておりますと、私ども数字でござります。私は業務量がふえたという理由で、はたしてこれを二つの保安管区に分ける必要があるかどうか、直ちには納得できないわけですが、実際に機動力が鈍つてくる、どうも運営上困るというようなことに理由があるのならわかりますが、ただ仕事がふえたというだけでは、どうも納得をしがたいのでございます。まず第一に、どのようにはかの管区と均衡を失しているといいますか、どのように業務量の面でアンバランスが出てきているのか。七管が特に仕事量がふえているのか、またそれが今度十管を作らるの、また南九州の方面を分けて比較してみましても、なおかつ門司の北九州方面を持っております七管区には、ほかの管区よりもはるかに多い巡視船あるいは人員をお置いておかなければならぬ、こういう状況でござります。それだけが今度十管を作らるの、また南九州の方面を分けて比較してみましても、なおかつ門司の北九州方面を持っております七管区には、ほかの管区よりもはるかに多い巡視船あるいは人員をお置いておかなければならぬ、こういう状況でござります。それから現在李ライン関係に非常に重点を置いて仕事をやっておりませんせいかともしましては直接に九州方面からはどちらも隔離艦隊になるのではなかつて、南九州方面もこれから申しましても、あるいは出入港の船舶の数にいたしましても、また巡視船艇等のいずれを見ましても、全国の約四分の一くらいはここで持つておることになつております。大体二つあるいは三つの管区の業務量を持つておるといつても、いいくらい、量があるのだとございます。特に李ライン付近の漁船の保護などの特有な仕事を持つておるとして、業務の運営にそれが相当大きいまして、業務の運営にそれが相当大きな圧力になって参つております。ま

と、南九州方面は、そうした場合の海域その他に偏に一管区分の業務量をもつておる、こういったような点から見まして、今の一つの管区本部でこれを宰領いたしておりますと、私ども数字でござります。私は業務量がふえたという理由で、はたしてこれを二つの保安管区に分ける必要があるかどうか、直ちには納得できないわけですが、実際に機動力が鈍つてくる、どうも運営上困るというようなことに理由があるのならわかりますが、ただ仕事がふえたというだけでは、どうも納得をしがたいのでございます。まず第一に、どのようにはかの管区と均衡を失しているといいますか、どのように業務量の面でアンバランスが出てきているのか。七管が特に仕事量がふえているのか、またそれが今度十管を作らるの、また南九州の方面を分けて比較してみましても、なおかつ門司の北九州方面を持っております七管区には、ほかの管区よりもはるかに多い巡視船あるいは人員をお置いておかなければならぬ、こういう状況でござります。それだけが今度十管を作らるの、また南九州の方面を分けて比較してみましても、なおかつ門司の北九州方面を持っております七管区には、ほかの管区よりもはるかに多い巡視船あるいは人員をお置いておかなければならぬ、こういう状況でござります。それから現在李ライン関係に非常に重点を置いて仕事をやっておりませんせいかともしましては直接に九州方面からはどちらも隔離艦隊になるのではなかつて、南九州方面もこれから申しましても、あるいは出入港の船舶の数にいたしましても、また巡視船艇等のいずれを見ましても、全国の約四分の一くらいはここで持つておることになつております。大体二つあるいは三つの管区の業務量を持つておるといつても、いいくらい、量があるのだとございます。特に李ライン付近の漁船の保護などの特有な仕事を持つておるとして、業務の運営にそれが相当大きいまして、業務の運営にそれが相当大きな圧力になって参つております。ま

と、南九州方面は、そうした場合の海域その他に偏に一管区分の業務量をもつておる、こういったような点から見まして、今の一つの管区本部でこれを宰領いたしておりますと、私ども数字でござります。私は業務量がふえたという理由で、はたしてこれを二つの保安管区に分ける必要があるかどうか、直ちには納得できないわけですが、実際に機動力が鈍つてくる、どうも運営上困るというようなことに理由があるのならわかりますが、ただ仕事がふえたというだけでは、どうも納得をしがたいのでございます。まず第一に、どのようにはかの管区と均衡を失しているといいますか、どのように業務量の面でアンバランスが出てきているのか。七管が特に仕事量がふえているのか、またそれが今度十管を作らるの、また南九州の方面を分けて比較してみましても、なおかつ門司の北九州方面を持っております七管区には、ほかの管区よりもはるかに多い巡視船あるいは人員をお置いておかなければならぬ、こういう状況でござります。それだけが今度十管を作らるの、また南九州の方面を分けて比較してみましても、なおかつ門司の北九州方面を持っております七管区には、ほかの管区よりもはるかに多い巡視船あるいは人員をお置いておかなければならぬ、こういう状況でござります。それから現在李ライン関係に非常に重点を置いて仕事をやっておりませんせいかともしましては直接に九州方面からはどちらも隔離艦隊になるのではなかつて、南九州方面もこれから申しましても、あるいは出入港の船舶の数にいたしましても、また巡視船艇等のいずれを見ましても、全国の約四分の一くらいはここで持つておることになつております。大体二つあるいは三つの管区の業務量を持つておるといつても、いいくらい、量があるのだとございます。特に李ライン付近の漁船の保護などの特有な仕事を持つておるとして、業務の運営にそれが相当大きいまして、業務の運営にそれが相当大きな圧力になって参つております。ま

さつと指令も流れしていく、そういう方の法を講じていくことの方が能率も上がるし、機動力を發揮することにもなるのじゃないかという感じを率直に受けているわけです。お役所の方では、なるべく役所をふやす、人員をふやすということに熱心の余り、そういう結果になるのじゃないかという疑惑をわれわれに持たせるようなことが、上から下までずっと流れてくれるわけです。

今の分室の問題なんかについても、各管区ともそういうような傾向にあるのか。また七管の場合に、なぜそんなに分室を目と鼻の先にどんどん作らなければならなかつたのか、そういうところもう少し納得のいくような御説明を願いたいわけです。

○林(坦)政府委員 海上保安庁の限

りある人をもつて全体的な任務を果たしていきます上に、ただいま御指摘のございましたように、分室その他これまでばならなかつたのか、そういうところもう少し納得のいくような御説明を願いたいわけです。

○林(坦)政府委員 海上保安庁の限

りある人をもつて全体的な任務を果たしていきます上に、ただいま御指摘のございましたように、分室その他これまでばならなかつたのか、そういうところもう少し納得のいくような御説明を願いたいわけです。

○石橋(政)委員 確かに住民の方々がいろいろ陳情をされた事実があるといふことは私もよく知っています。だからといって、大局部的な立場で効率的な運用をはかるということから、十分に検討を加えないで、そういうたものに迎合していくようなことは、行政機関としては決してプラスにならない

ことはあります。従ってこの点ではやむを得ないと思ふ。この際私は大臣においておきたいと思うのは、第七管の方に非常にかかりてしまつておる。その反面、割合仕事のない管区も出てきておる。そういうアンバランスをまずここで何とか直さなければならぬのじゃないか。そういう立場の検討があまりなされず、ただ管区をふやすことばかりで、そういう熱心な印象を受けているので、そういうことは今後十分に直してもらいたい。これは管区の問題だけじゃない。管区以下の場合においても、住民の希望はあるけれども、もう少し高い立場から十分に検討され、いたずらに近接地域に分室をどんどん作っていくといふことはお

ります。従ってこの点ではやむを得ないと思ふ。この際私は大臣においておきたいと思うのは、第七管の方に非常にかかりてしまつておる。その反面、割合仕事のない管区も出てきておる。そういう立場の検討があまりなされず、ただ管区をふやすことばかりで、そういう立場の検討があまりなされず、ただ管区をふやすことばかりで、そういう立場の検討があまりなされず、ただ管区をふやすことばかりで、

○木暮國務大臣 ただいま海運局長と申しましたが、海上保安庁長官の誤りでございましたから訂正しておきます。

○石橋(政)委員 ただいまお話をのように、実際に必要ないところで、いこうといらぬことをやる考え方のないでございます。

○林(坦)政府委員 山口県の問題につきましては、実はなはだ恐縮なのですが、これほど何か特別の理由が発生したのかどうか、この辺の御説明を願つておきたいと思います。

○石橋(政)委員 それでは質問を次に移しますが、第二と第三の要点には相互に関連があるのではないかと思うのです。第三項としてあげられておりま

す第六海上保安管区と第七海上保安管区の区域の変更でござりますけれども、山口市は現在七管の所管区域であるが、これを六管の方に移すということだけ述べられておるので、何

かございませんが、その理由としては山口市が飛び地になつておる、こういうことだけ述べられておるのは、最近飛び地になつたのは、最近飛び地になつたわけではない。保安庁ができるからずつと飛び地であることがわかつておつて、こういう区分が行なわれておつたのですが、何

かございませんが、その理由としては山口市が飛び地になつておる、こういうことだけ述べられておるのは、最近飛び地になつたのは、最近飛び地になつたではない。保安庁ができるからずつと飛び地であることがわかつておつて、こういう区分が行なわれておつたのですが、何

かございませんが、その理由としては山口市が飛び地になつておる、

付近の区域に関するものに限つて、他の管区海上保安本部に分掌させること

ができるようになると出でるわけですが、こちらの方で扱うことができない、それほど何か特別の理由が発生しないのかどうか、この辺の御説明を願つておきたいと思います。

○林(坦)政府委員 当時赴任旅費につきまして、これを強制的に辞退させたのではないかといふような御指摘がございましたので、私どもの方でいろいろ調査をいたしました。強制というふうは少しどうかとも思いましたけれども、確かに無理な点もあつたのではないかと思いまして、この点は御指摘の

ございました点をすみやかに改めると

ただく意思がござりますか、それを

チェックするがあなた方のお仕事

安本部の所掌事務の一部を、その境界

りをして、大体年度内にこの問題はケ

リがつくことになりました。なお今後こういうことのないようにと十分に注意をいたしまして、御指摘のございました点を改めるように措置いたした次第でございます。

どをあつせんただけで、あとは全部特定の商人が御徒町でさばいてしまいうものが発生しておるわけですが、最初にその一応の経緯を述べていただきたいと思います。私が取り上げたいのは、こういうふうに、いわゆる特定の業者に迷惑をかけるような根本原因があるような気がするわけです。こういう詐欺に商売人がひつかかるような何か機構上の問題があるような気がしてならないわけなんです。それはどういいう点かといふと、デパート側は、これは保安庁の責任だ、こう言つておる。その理由として、注文書には三管本部の公印があるじゃないか。第二に、品物はすべて三管本部の倉庫や下田海上保安部などに納品したじゃないか、三番目に、この三和会の幹部はいわゆる保安庁の幹部そのものではないござります。それもせんじ詰めていけば、こういった親睦、親交団体、厚生

場合に、こういつたケースのことが行なわれる可能性が出てくるわけです。前に衆議院においても行なわれたことがあります。衆院会場なるものがありますて、問題を起こして、これは衆議院の役員がやはり衆院会の役員をしておったというところに問題があると、うので、たしか大池事務総長はこの問題がきっかけで、私は責任をとったと思うのですが、こういう機構の面をすつきりさせておかなければ、こういうあやまちを再び起こす可能性があるのですね。この点についてはどういうふうな考え方を持つておられるのか、この点について御説明を願いたいと思ひます。

業者に横流ししまして、電機業者はこれを他に転売した。ところがこれらは電機業者が昨年十一月ごろ倒産いたしましたために、百貨店に代金の支払いができなくなるという状況に立ち至つた。そこで百貨店側が問題といたしますと、現在までに未払いの金額が約千五百万円であるというふうに聞いております。この点につきましていろいろ私の方で調べましたところでは、職員会議の当時の厚生部長でありましたこの尾崎といら人物が個人で行つたものでございまして、他の職員、上司などには全然この点を秘密にしておりましたために、最近に至るまで知り得なかつたというものでございます。大へん世間を騒がせまして、私、海上保安庁の関係のそうしたものの中から、こうした事件を起こしましたことを、私どもの職務の関係からしましてもまことに申しあげなく存じております。

て、今後あやまちの起らぬないように考えていくよんだしていきたい、がよろしく考えております。

○石橋(政)委員 私は具体的に三つあげてお尋ねしたわけです。一つは、この三和会の仕事だとおっしゃつておるけれども、業者の方に言わせれば、注文書に三管本部の公印が押してあるじゃないか、こういった事実があつたのかどうか。それから二番目に、品物はすべて三管本部の倉庫や下田海上保安部などに納入したではないか、こういう主張をしているわけですが、そういう事実があったのがどうか。それから三番目に、三和会の役員といふものは、三管の最高首脳部の人がそのまま当たつておるという事実があつたのかどううか。この三番目の事実があれば、一番目、二番目といふものは必然的に出てくる可能性も出てくるわけです。そこでこの三つの事実があつたのかどうか、まずお尋ねしているわけです。

いります。倉庫にも一時少量入れたことがあります。しかしこれは尾崎が倉庫の管理者に厚生生物資であると称して使用したものでござります。最後に職員会の機構でございますが、その場合は、職員の親睦、福利等のための任意団体でございまして、その会長には三管本部の次長が当たっております。

○石橋(政)委員 盜用したものとして、課長の判こが押してあった事実はお認めになつたわけです。それから三管本部の倉庫や廊下に品物を持つてさせた事実もお認めになつておるわけですが、こういうところにやはり問題があると思うのです。別の団体、任意団体だといなならば、やはり画然とそういうものを取り扱い、その他について区別をつけなければ、第三者から見た場合に、一体どの程度に保安室との関係があるものか、非常にあいまいな感じを受けるだろうと思ふ。そちらに詐欺をやろうという意図を持つたもの

団体ですが、そういうものの会長に
管の次長がなつておるといふところ
に、私はやはり問題があると思ふ。
常にまぎらわしいのですよ。これは
和会だ。これは保安庁の三管の方の仕
事だといふうにはつきりと明示でき
きない。人間の重複があつて……。こ
ういうところに問題があるような気が
するわけです。だから最初からだま
う意思はなくとも、業者にしてみれば、
その団体がどういうものかはよくわから
ぬけれども、保安庁といふれつきき
したお役所のやることだからといふ意
用の上に立つて、やはり取引をするだ
らうと思う。こういうものをいつまで
も放任しておつたのは、いろいろな

りますが、この職員会の組織の問題につきましてお話をございました。この職員会にはいろいろと親睦的な面もございまして、たとえば運動会をいたりますとか、その他文化的な仕事、たとえば会を催しますといったようなことがよくある。これにつきましては、今まで私どもの方では、この職員会が中心になつて動いておるのが実情でござります。この厚生部のような場合に、はたして今の機構が適當であるかどうかといふことについては、もちろんその人を得なければならぬといふうのも、機構的にももちろんわれわれはこうした機会に深く反省をいたしま

○久野委員長 簡潔に御答弁を願います。

○林(坦)政府委員 官印を使用したかどうかといふ点でございますが、これは第三管区海上保安本部職員会厚生部長尾崎伸世というゴム印がありまして、その下に自分の私印を押して、その上に灯台部監理課長という印を押してあつたというのが事実でござります。これはその後調べてみました。が、尾崎が盗用したものと思われます。それから倉庫を使用したかどうかといふことでございますが、これは尾崎が職員に月賦購入させる物資というふうに説明いたしまして、大体庫下などに一時品物を置いたことがあるようですが

いますが、ただいままでに私の手元に参りました報告によりますと、第三警備区海上保安本部の職員の親睦団体、わだいま言われました三和会であります。が、その職員会の元厚生部長でございました元職員の尾崎伸世、これが厚生部長になりましたのは職員会の選舉にかけておりましたのでござりますが、それが昭和三十五年三月ごろから八月ごろにかけて、この職員会に出入りしております。また、この職員会に出入りしております。また、この職員会に出入りしておられました電機業者の東信電気興業といふのと、天祥電業横浜支店というのとが、これらを通じまして、職員会の厚生部長の名で、百貨店から、テレビなどの電気器具を職員にあっせんすると称して注文して入手したものと、それらの電機業者に横流しまして、電機業者はこれを他に転売した。ところがこれらの電機業者が昨年十一月ごろ倒産いたしましたために、百貨店に代金の支払いができないくなるという状況に立ち至つた。そこで百貨店側が問題といたしまして、今月の十三日に被雇届を提出しました。現在までに未払いの金額が約千五百万円であるというふうに聞いております。この点につきましては、職員会の方で調べましたところでは、職員会の当時の厚生部長でありましたこの尾崎といふ人物が個人で行つたものでございまして、他の職員、上司などには全然この点を秘密にしておりましたために、最近に至るまで知り得なかつた事件を起こしましたことを、私どもの職務の関係からしましてもまことに申しわけなく存じております。

いりますか、この職員会の組織の問題につきましてお話をございました。この職員会にはいろいろと親睦的な面もございまして、たとえば運動会をいたしまして、その他文化的な仕事、たとえば文部省会を催しますといったようなことがありますとか、今まで私どもの方では、この職員会が中心になつて動いておるのが実情でござります。この厚生部のような場合に、がよくある。これにつきましては、今まで私どもの方では、この職員会が中止して今の機構が適當であるかどうかといふことについては、もちろんそなうした機会に深く反省をいたしまして、今後あやまちの起らぬないように、機会的にももちろんわれわれはこう考えていくようにしていきたい、かように考えております。

○久野委員長 簡潔に御答弁を願います。

○林(坦)政府委員 官印を使用したかどうかといふ点でござりますが、これは第三管区海上保安本部職員会厚生部長尾崎伸世というゴム印がありまして、その下に自分の私印を押して、その上に灯台部監理課長という印を押してあったというものが事実でござります。これはその後調べてみました。それから倉庫を使用したかどうかといふことでございますが、これは尾崎が職員に月賦購入させる物資というふうに説明いたしまして、大体庫下などに一時品物を置いたことがあるようでござります。倉庫にも一時少量入れたこともあります。尾崎が倉庫の管理者に厚生物資であると称して使用したものでござります。最後に職員会の機構でござりますが、その場合は、職員の親睦、福利等のための任意団体でございまして、その会長には三管本部の次長が当たっております。

○石橋(政)委員 盜用したものとして、課長の判決が押してあった事実は認めになつたわけです。それから三管本部の倉庫や廊下に品物を持つてこさせた事実もお認めになつておるわけですが、こういうところにやはり問題があると思うのです。別の団体、任意団体だといふならば、やはり画然とそういうもののを取り扱い、その他について区別をつけなければ、第三者から見た場合に、一体どの程度に保安庁との関係があるものか、非常にあいまいな感じを受けるだろうと思う。そちらに詐欺をやろうという意図を持つたもの

がどうにでも活用できる下地ができる
いるわけです。こういうことは、やは
りなくすように機構の面で考えていか
なければ、善人がやればそれは問題が
ありませんけれども、どんな悪人が来
ても利用されないような仕組みという
ものは、やはり真剣に考えていかなければ
は、今後迷惑をかけることはあり得
るわけです。そういう意味で、これは
三管だけでこういう形のものが行なわ
れているのか、他の管区においてもあ
るのか、その点もお示しを願いたいわ
けでございますけれども、今後二度と
機構の面でそういう誤解を第三者に与
えないような仕組みに変えていくとい
うことになればいけないのぢゃない
かという感じを持って実はお尋ねして
おりますので、その点もあわせてお答
え願いたいと思います。

○林(坦)政府委員 職員会のこうした
親睦団体は全国的にござります。今御
指摘のございましたように、どいつも役
所が公的にこれを披つて いるかのこと
き疑惑といいますか、信用を外部に与
えるようなことにつきましては、今お
話のごといました点について十分検討
をいたしまして善処いたしたいと考え
ております。

○久野委員長 飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 どうも時間がおそく
なってすみません。時間がありません
から、こゝ並べて伺います。今の問題
は、実は私の地元で起こっている問題
なんですが、公の印も押してあり、そ
うして現実に長官もお認めになるよう
に、疑惑をこうむるべき節も數々あ
る。こういうことになりますと、やは
り保安庁として被害を受けた業者に対
して弁償をしてやらなければいけない

ののじやないか、こう私は思ふわけですが、この弁償関係についてどうお考えになつておるかが一つ。それから第二の問題は、横浜でどうぞ
最近ですが、あなた方、港湾の原子力船が港に入ってきた場合に、どの程度の原子力汚染が行なわれるかが、入つてこな
い前に、さらの水を一通り調査しておかなければならぬ。海水が自然に帶びておる放射能の汚染の程度を調べてお
かなければならぬ。横須賀などは現実にアメリカの原子力潜水艦が入つてくる可能性があるわけですから、お
かなければわからぬわけですから、お調べになるのは当然だと思います。そ
うして私の伺いたいのは、これをもつと総合的におやりになる意思はないのかどうか。たとえば横浜と神戸だけではなしに、横須賀などは現実にアメリカの原子力潜水艦が入つてきてゐるわけです。呪についても佐世保についても同様です。従つてこれは当然あらかじめ海上保安庁が中心になつて――ほかにやるお役所はないのですから、中心になつて、日本周辺における原子力汚染の現状を調査しておかれる。そういう総合的な研究態度をお持つて――ほかにやるお役所はないのですから、中心になつて、日本周辺における原子力汚染の現状を調査しておかれる。今は原研と海上保安庁と、あるいは東京大学の檜山教授の教室と、この三つぐらしが原子力汚染の調査をやる

能力を持つていらっしゃるところはないと伺っておりますが、ばらばらにやるのではなくに、どうやるかこういふ点をぜひ伺いたい。今までのやり方と今後どういう覚悟を持っていらっしゃるか、これが第二です。

第三の問題は、私今ちょっとと条文を拝見しておつて気がついた点ですが、上保安庁の業務の中に、海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関する事項というのがあります。これが発動せられるという場合はこくまれだと思いますが、一方警察法を見ますと、内閣総理大臣が国家公安委員会の要請に基づいて緊急事態の特別措置を行なわれる場合が一つあります。さらに自衛隊法を見ますと、総理大臣の要請に基いて、あるいは県知事等の要請に基いて治安出動をする場合があります。この二つの条文との関連はどうなつてているのか。たとえば警察法に基いて総理大臣が緊急事態の特別措置の発令をなすった場合には、海上保安庁における業務は、全部この総理大臣の指揮下に入ってしまうものなのか。もし指揮下に入るとするならば、警察との関連性をどういうふうにとつていくのか。こういう問題があるだろうと思います。それから自衛隊の場合で、治安出動を総理大臣が命じた場合に、この治安出動と、海上保安庁が当然行なわれる海上における暴動及び騒乱の鎮圧といふことは、どういうふうに統合されていくのか、こういう問題を一つ伺いたいと思います。当然こういう問題については、すでにいろいろお打ち合わせ済みだらうと思います。

中に、海上保安庁の職員は軍隊の機能を「營む」とものというは、解釈が非常に広範であります。そこで、どこまでが軍隊の機能と言いたい得るものかどうか。部分的な機能といふものならばすでにやつていらっしゃるわけです。たとえば米軍の要請に基づいて、元山沖へ行って元山沖の機雷を掃海するというようなことを、現実にはすでにやられた実績があるわけでしょう。そういうふうな米軍からの委嘱を受け、たとえば掃海なんかを海上保安庁単独でやられる場合は、これは軍隊の機能の一部とは言えないでしょ。ところが米軍の委嘱を受けておやりになるとすれば、これは軍隊の機能の一部に入るのじやないだろかという疑惑が出てきますし、自衛隊との関係においても私は同様に思われるわけです。そういう意味で、軍隊の機能を「營む」と解釈してはならないといふのは、海上保安庁の職員全体が軍隊の機能を「營む」という場合だけに限定されているのか、あるいは部分的に海上保安庁の方々がやる業務の一部が、他の米軍とか自衛隊とかからみ合つて、結果としては軍隊の機能の一部を構成する場合に当たる場合もあるのじゃないか、そういうものを含んでいるのか、こういう点は明らかにしておいていただきませんと、せっかくこういう条文があつてもナンセンスになりますから、その点を明らかにしてほしいと思います。

和会事件について業者に弁償するかどうかという問題でござりますが、これは私どもとしましては、現在までのところ官が弁償するという範囲には属しないのではないかと考えております。しかしながら事態の推移をよく注視して考えたいと思っております。それから原子力汚染の調査についてであります。これは要するに原子力船が来るような場合等を考慮いたしまして、港のちょうどふだんの体温をはかつておくといふ意味、また海流の流れ方がどんなふうであろうか、それによつて被害がどういうふうに及ぶおそれがあるかといったような点を、あらかじめ調べておく必要があるといふので、やつてることでござります。総合的に各港に全部やつたらどうかといふお話をございますが、この点につきましては私どもとしましては、そう少し少し広い範囲にやることも考え方として、予算要求等もいたしたのですが、今度の場合は、全体のワクからいたしまして予算を取り得なかつたといいますか、その点についての予算を組むことができなかつたのでござりますが、将来はこういう問題についてさらに実際的に広く考えていただきたい。また原研あるいはその他との関係におきましても、私ども担当しております水路部がそれぞれ打ち合わせをした上でやつております。

それから海上の動乱の鎮圧についての御質問でござります。これは私どもの方は海上でございますので、直接警察とはつながりを持っておりません。また自衛隊法との関係でござりますが、これは特別の事態の場合に、治安関係につきましては、治安出動をやる

ような場合も海上保安庁がますず第一段階的にはこういったものについては責任を持つてやる。それでわれわれの手に負えないという場合に、あるいは自衛隊が出てやるといふようなことになると考えております。

それから第二十五条にござります

「この法律のいかなる規定も海上保安

庁又はその職員が軍隊として組織され

訓練され、又は軍隊の機能を営むこと

を認めるものとこれを解釈してはなら

ない」という規定でござりますが、そ

これは海上保安庁がその全体であれ、

ある部分であれ、軍隊ではない。従つて國際紛争解決とかあるいは何とかと

いつたように実力をもつて処理するよ

うなことは、私どもの方はもちろん、

たしておりませんし、また軍隊ではな

いという点から、先ほどお話をござい

ました軍の一部になるように考えられ

る作業をやるのはおかしいではないか

というようなことは、私どもとしまし

ては、これは私どもの使命の範囲内に

おいてやっている。たとえば海上の安

全といったような面で、その使命の範

囲内において私どもの組織でやつてい

る、こうしたことなどございます。

○飛島田委員 もう時間がありません

から、二番目の原子力汚染の問題は、

できれば調査をなさったその資料はど

しどし公開をしていただきたいと思いま

ますが、公開をしていただけるものか

どうか。

さらに、軍隊の一部としてというこ

とはやらぬ、海上保安庁の作業として通常やるべきものはやる、こういふお話をですが、そういたしますと、かつて元山沖に掃海に出られたようなことは

今後はやりになれない、こういふこと

とですね。

それからもう一つは、海上における暴動及び騒乱、こういふような場合に、自分の方でできるだけやつてみる、だめな場合には、治安出動になるかも知れない、こういふ話ですが、そ

うなりますと、そのときの指揮系統や

何かはどうなるかということを私は聞

いておるわけです。その関連性は全然

なしに、お互いに各自勝手におやりに

なる、こう解釈してよろしいわけです

か。

○林(坦)政府委員 放射能の調査につ

きましては、科学技術庁の刊行物に発

表いたしております。

それからこの前の元山沖の問題とか

なんとかいわお話を今ございました

が、占領下においてのことは今私とし

までは申し上げる段階でございません

んけれども、今後において軍隊として

動くということはこの規定に抵触す

る、こういふふうに解釈しております。

当時はもちろん私どもとしましては軍

隊として動いたとは思ひませんけれど

も、この掃海の業務は現在は防衛省の

中に入つておる仕事でございます。

それから治安出動の前、あるいは治

安出動になつてからも海上保安庁が前

上保安庁が内閣総理大臣の統制下に入

らない前は、当然海上保安庁長官が指

揮してやつております。

○久野委員長 他に御質疑がありますか。——御質疑がなければ、これにて西案についての質疑はいづれも終了いたしました。

○久野委員長 これより両案を一括し

て討論に入るのですが、別に討

論の申し出もありませんので、直ちに

両案を一括して採決いたします。

運輸省設置法の一部を改正する法律

案及び海上保安庁法の一部を改正する法律

内閣委員会議録第十一号中正誤

内閣委員会議録第十一号中正誤

内閣委員会議録第十二号中正誤

内閣委員会議録第十二号中正誤

昭和三十六年三月二十二日印刷

昭和三十六年三月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局